



NO. 716
発行
11・3月3日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
関川 和彦
編集責任者
教 宣 部

「新人事・賃金制度の見直しについて」

務職の昇職については試験による選考、さらに1等級から2等級への昇級は「昇格審査」によって選考するとの制度になっています。

国労東日本本部は、1月13日「新人事・賃金制度の見直しについて」提案を受けました。

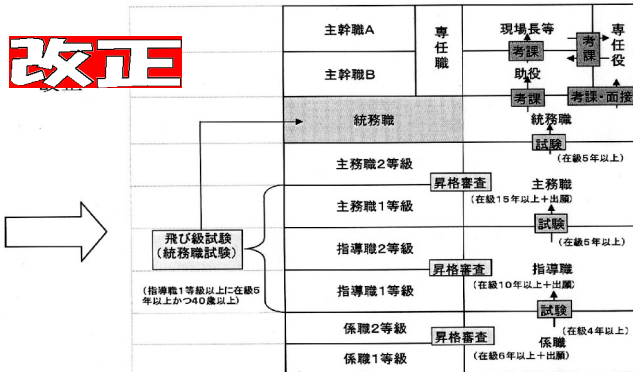
「見直し」について

昇進制度の改正、現行の1等級から10等級までの等級区分を廃止し、一般職として係職1等級・2等級、指導職1等級・2等級、主務職1等級・2等級、統務職、専門職（管理職）として主幹職A・Bを新設しました。係職から指導職、指導職から主務職、主務職から統務職へと昇進するようになります。

「人事・賃金制度の見直しについて」の提案内容の概要

【昇進制度の見直し】

現行		
10等級	現場長等	昇格試験
9等級	助役職・専門	昇格・昇職試験
8等級	助役等試験合格者・専門	昇格試験
7等級	主任職	昇格・昇職試験
6等級	主任職	昇格・昇職試験
5等級	指導職	昇格試験
4等級	指導職	昇格・昇職試験
3等級	係職	昇格試験
2等級	係職	昇格試験
1等級	係職	昇格試験



等級区分の廃止

そのほか、基本給に関する経過措置についてや、現在、昇格試験合格者の等級以降についてなど、いろいろな問題点があります。

東日本本部としては、拡大委員会での議論をもとに弁護団の協力等も得ながら、新たな説明を求め、事項と基本に関わる事項についての素案を2月8日に各地方へ配信し、各地方からの意見も含めて精査したものを本社に対して2月16日に申し入れを行いました。早急に団体交渉を開催し、議論を深めていきます。

早急にお返事を



貨物「2011春闘」総決起集会の開催

3月14日(月)
11時~11時30分
明治公園

予定していた中央行動は中止となりました。



地本としても2月26日の第117回拡大地方委員会の議論を踏まえて新人事・賃金制度について、職場で議論を深めていきます。国労東日本本部と連携を深め取り組みを進めていきます。

編集後記

2月が、あっという間に終わりました。3月です。早いですね。これから暖かくなり、山は山菜のシーズンです。桜の季節がやってきました。新潟は4月ですが、西の方は、これから開花しますね。

春闘は、これから本番を迎えます。厳しい状況と言われていますが、本当にそうでしょうか？大企業は、内部留保を溜め込んでいます。それを吐き出さなければなりません。国労は五千円の賃上げ要求を掲げました。春闘賃金アンケートでの生要求には、ほど遠い要求額ですが、職場・地域から闘いを強めていきます。職場・地域から闘いを強めていきます。



文芸特集

今回の「文芸特集」は、平成11年の鉄道川柳の作品を紹介することになりました。

少し古いですが、文芸特集を何とか続けていきたいという思いで、退職者をお願いしお借りしました。

機関紙の連載記事は、少しでも長く続けていきたいと考えています。皆さんのご協力をお願いします。今号から、「鉄道川柳」平成11年の作品を中心に、特集していきます。

ぜひ、みさなんからの作品の投稿をお願いします。ジャンルは、俳句・短歌・詩などなど～お待ちしております。



山脈集推薦作品

藤沢 岳豊 選

俵せをこの手で掴む汗が好き	佐藤 曙光	崩壊の図式にイエスマンばかり	木下 草風
土踏まず踏絵を逃げてばかりいる	中塚 礎石	一日を元気に生きた日記書く	野本 清魚
直立のまま定年の旗たたむ	土田 欣之	落し穴悟りの境地に透けて見え	丸山 都庵
喉仏まだまだ男捨てられぬ	熊谷 岳朗	陽の当たる甘い明日へ手を上げる	佐藤 康
凡人で無明の闇の中にいる	渡辺 正治	真実がつかみたいから手を洗う	青木 長波
敵を待つゆとりを持って風に立つ	兼行 幸枝	終章を飾るセリフはとってある	河本 春峰
どた靴よゆるせ本音で生きている	北川 拓治	またあした気軽に言えぬ齢となり	井上 柳五郎
一幕の劇にも今日の汗がある	黒沢 かかし	豊かな乳房があつて子は産まぬ	小島 宏
一合で酔う日五合で酔わない日	笠原 高二	正義感黙っておれない声が飛ぶ	三宅 哲郎

労働時間に カウントしない？

嘱託社員の労働条件

JR貨物会社は出向者の労働時間を適正に管理しないために、法廷労働時間を越えて勤務指定する法違反がたびたび発生しています。

JR貨物会社は、出向させている社員の労働時間について就労後の実績の報告を（翌月）で把握しているため、月間法定労働時間を越えて勤務指定されて就労させられています。

出向会社は、年休を労働時間が無いものとしていること、JR貨物会社が出向者の年休を勤務終了後の翌月になって労働時間としてカウントし直しているためです。



行政指導へ

労基署の監督官は、年休が労働時間にカウントされない状況について年休とされた日に、具体的な勤務時間が指定されていない、労働時間が指定されていない日（＝休日）に年次有給休暇は取得できないことを指導することになると、説明がありました。

労働義務のない日に年次有給休暇を取得することはできないので、勤務シフト作成前に申し出のあった年次有給休暇取得日については勤務時間を指定して出勤日とした上で年次有給休暇を与えること。など説明がありました。

年休の取り扱いについて、行政指導が出来ることになりました。

函館現地交流

2月26日に開催された、第117回拡大地方委員会で、函館現地交流が決定されました。日程については、7月頃になりますが、詳しい企画・日程については、これから具体的に進めていきます。

多くの組合員の参加をお願いします。

日程は7月頃です

